

令和5年第9回 (9月)

定例教育委員会会議録

令和5年9月27日

荒尾市教育委員会

令和5年9月 定例教育委員会 議事録

1. 日 時 令和5年9月27日（水）13時30分

2. 場 所 荒尾市・長洲町学校給食センター会議室

3. 出席委員 教育長 浦部 眞
委員 旭田 國浩
委員 渡邊 義専
委員 深浦 淳美

4. 欠席委員 委員 谷本 ひとみ

5. 出席事務局職員	学校教育課長 大塚 真史	教育振興課長 満永 一
	兼教育審議員	
	生涯学習課長 原口 富美	課長補佐兼学務係長 畑山 鉄也
	課長補佐兼学校給食センター係長 永吉 万寿美	指導主事 村上 弦大
	指導主事 米村 光生	スポーツ推進係長 佐々 幸太郎
少年指導センター所長 前田 偉知雄	教育政策係長 田中 彰	

6. 傍聴者 無し

- 教育長
- 開会宣言 令和5年9月27日(水)13時30分
 - 会議成立の確認(過半数出席)
 - 議題、会議の日程等の承認
 - 会議録署名委員の指名(渡邊委員)

1. 前回会議録の承認(署名:深浦委員)
2. 議案及び審議結果

【議第36号 荒尾市学校規模適正化審議会設置規則の廃止について(教育振興課)】

原案可決

○議案概要

荒尾市学校規模適正化審議会設置規則の廃止に関する審議。

○事務局説明(教育振興課長)

○質疑

教育委員	本規則は平成16年度から運用されたのか。
事務局	はい。
教育委員	出生者数が少なくなっており、今後、再度学校規模に関する検討が必要になることも想定されると思うが、その際は同じような規則を制定するのか。
事務局	令和5年3月開催の市議会における市長の施政方針において、現在の学校規模を維持する方針が示されたことを受け、学校の統廃合に関する例規を廃止するものである。今後については、必要に応じて対応する。

【議第37号 荒尾市立小中学校統合準備委員会設置規程の廃止について(教育振興課)】

原案可決

○議案概要

荒尾市立小中学校統合準備委員会設置規程の廃止に関する審議。

○事務局説明(教育振興課長)

○質疑

各委員 特になし。

【議第 38 号 荒尾市立学校二学期制検討委員会設置規程の廃止について（教育振興課）】

原案可決

○議案概要

荒尾市立学校二学期制検討委員会設置規程の廃止に関する審議。

○事務局説明（教育振興課長）

○質疑

教育委員 事務局	二学期制導入のメリット、デメリットについてはどのように捉えているか。 メリットとして三学期制に比べ授業日数が確保できるようになったことが挙げられる。デメリットとして学期が少なくなったことで、通知表を保護者が見る機会が減ったとの意見があったが、長期休業前に現状をお知らせする取り組み等を行ってきたことで補完できていると考えている。
教育委員 事務局	教職員の働き方改革の面でも効果があったか。 はい。
教育委員 事務局	児童生徒の目線ではどのような効果があったか。 長期休業前も昼過ぎまで学習に取り組む時間が確保されたことで、学習に余裕を持って取り組むことができるようになった点が挙げられる。
教育長	三学期制における中学三年生の成績は、三学期の2月頃までに出す必要があったが、音楽・美術・技術・家庭などの教科は1月から2月の4~5時間程度の授業時間で評価する必要があり、適正な評価ができているのかという事も二学期制導入を検討する際の話となっていた。
教育委員 事務局	荒玉管内の小中学校は現在全て二学期制なのか。 荒玉管内は二学期制であると把握している。
教育委員 事務局	二学期制の導入により定期テスト回数は減ったのか。 定期テストの回数は減っている。
教育委員 事務局	定期テスト回数の減少により学力が低下したという事はないか。 定期テスト以外にも実力テスト等に取り組んでいる中学校もあり、二学期制の導入により学力が低下したとは考えていない。

【議第 39 号 荒尾市教育委員会の事務の点検及び評価実施要綱の一部改正について（教育振興課）】

原案可決

○議案概要

荒尾市教育委員会の事務の点検及び評価実施要綱の一部改正に関する審議。

○事務局説明（教育振興課長）

○質疑

各委員	特になし。
-----	-------

【議第 40 号 荒尾市学校評議員の設置に関する規程の一部改正について（教育振興課）】

原案可決

○議案概要

荒尾市学校評議員の設置に関する規程の一部改正に関する審議。

○事務局説明（教育振興課長）

○質疑

教育委員	学校評議員の制度は学校運営協議会の制度に変わったのではないのか。
事務局	学校運営協議会については本市における全校での導入から期間が浅く、今後学校評議員の制度に戻る可能性を考慮して残しているものである。

【報告第 11 号 ファミリースポレクあらお'23 の開催について（生涯学習課）】

○事務局説明（生涯学習課長）

○質疑

教育委員	現時点で何組程度の申込があっているか。
事務局	30 組程度である。
教育委員	結果を競う内容ではないという理解でよいか。
事務局	はい。参加者に参加賞という形式で記念品を配付するが、順位による差は設けていない。

【報告第 12 号 令和 5 年度 荒尾教育フォーラム『行ってわかった！あらおの魅力！！』の開催について（学校教育課）】

○事務局説明（学校教育課長）

○質疑

教育委員	修学旅行に関する発表校 6 校とは具体的にどの学校か。
事務局	万田小、府本小、八幡小、緑ヶ丘小、清里小、桜山小の 6 校である。
教育委員	昨年度の児童生徒の発表も素晴らしいものであった。参加できなかった方が

事務局

視聴できるよう、Youtube 等での動画配信があればよいと思った。
動画配信については実施の可否を検討したい。

【その他（1） 10月行事予定について】

○事務局説明

○質問

各委員

特になし。

【その他（2） 次回定例教育委員会の日程について】

○事務局提案

教育審議員

次回の令和5年第10回定例教育委員会は10月26日（木）10時00分から開催したいと思うがいかがか。

各委員

異議なし。

教育長

それでは、次回の令和5年第10回定例教育委員会は10月26日（木）10時00分から開催する。

※会議後、市の行事等の都合により各委員に協議のうえ10月23日（月）10：00開催に変更を行った。

【その他（3） その他】

○教育審議員兼学校教育課長より後期における児童生徒のタブレット持ち帰りに係る方針（原則として毎日持ち帰り）について説明

教育委員

保護者宛のお知らせ案について、タブレットを「配付」と記載されているが、「貸与」ではないのか。

事務局

委員ご指摘のとおりである。訂正する。

教育委員

万が一破損や紛失した時の取扱はどのようになるか。

事務局

基本的には教育委員会で対応するが、故意に破損させたような場合には弁償が必要となる。

教育委員

機器の費用はどれくらいなのか。

事務局

購入時の価格は5万円以上である。

教育委員

保護者宛のお知らせ案には「毎日タブレットを使用して学習する」旨の文面があるが、帰宅後に行うタブレットを使用した学習課題等があるということか。

事務局

具体的には学校毎の取り組みとなるが、持ち帰ったタブレットを活用した

教育委員	家庭学習に取り組むよう学校に通知したい。
事務局	タブレットを積極的に活用することにより家庭での学習が促進されるよう指導をお願いしたい。
教育委員	タブレットを活用した家庭学習の促進にも努めたい。
事務局	ヤングケアラーなど家庭では活用しづらい環境にある子どもも存在すると考える。活用が進まない児童生徒についてはその背景にも目を向け、必要な支援がなされるようお願いしたい。
教育委員	学校と連携し、活用できない背景等も考慮した対応に努めたい。
事務局	活用を推奨することは良い取り組みだが、習い事等により家庭でタブレットを使用する時間が無い児童生徒もいると考えるため、家庭での使用が強制とならないような配慮も必要である。
事務局	活用方法の紹介等も行いながら。有効にタブレットを活用してもらえよう指導していきたい。

教育長

○閉会宣言 令和5年9月27日（水） 14時16分